

# 婦人束髪会を起す主旨

『日本結髪全史』（江馬務・著、創元社）より

熟<sup>つらつら</sup>熟<sup>つらつら</sup>我国現時の風俗を察するに、其不利不便にして、早暁必ず改めざる可らざる者極めて多し、例えば家屋衣服の如き、起居坐臥の習慣の如き、全く之を洋風に則るか、又は我俗と洋風とを折衷し、以て利に就き便を計らざる可からざるなり。然れども、其の今日に最も改良を要し一日も等閑に附す可らざる者に至りては、蓋し婦人の結髪風を改むるより急なるはなし。

抑<sup>よくよく</sup>抑<sup>よくよく</sup>元禄慶長以前に遡りて、我国女子の結髪風を考えるに、今日の如き結髪方なく、当時、小女は髪を周辺にて切り、婦人は被衣を冠り、髪は其内に垂れたる様に思はる。然るに年を経るに随ひ、色を競ひ態を装ふ者頻りに新様を出して世上を風靡し、頭髮の装結も亦之が為に一変せり。例えば島田髻の如きは島田宿の娼妓間より始りたりともいひ、或ひは歌舞伎島田甚吉と云へる者の結び初めたる所なりとも云う。又夫の丸髻の如きは、元禄年間の娼妓勝山なる者の創意に出づ。丸髻に勝山の称あるは則ち之れが為なり。而して是より後、芸技、娼妓結髪の風は常に世上婦女子の好尚を支配し来り、遂に今日の如く婦人の頭上に種々の異様を現出するに至れり。

今試みに女子結髪の種類を挙げれば、先づ中年以上の婦人間には「島田髻」「島田くづし」「夫婦髻」「丸髻」「くさめ」「しやぐま」「割唐子」「鈴いてう」「三ツ輪」「天神」「いてふ返し」「をたらぬ」「しやこ」「松葉返し」「綾いてふ」「ひようご髻」「ひようご結び」「唐人髻」「おさふね」「をばこ」「達磨返し」「じれった結」（俗に馬の尻ぼとも云ふ）「茶せん」など云へる結髪あり、少女の結髪方は「蝶々髻」「かづらした」「がくやいてふ」「於多波古ぼん」「ふくら雀」の類あり、又宮中奉仕の女中間には「下げ髪」「下げしたじ」「肩はづし」「吹きわけ」「しいたけたぼ」の類行はる。

嗚呼其種類の多き、亦驚く可きに非ずや。然れども此の事や異様奇風にして止まば則ち可なり、又窮屈不便にして、文化の進歩に大害あるを如何せんや。乞ふ左に其箇条を掲げて、其の理由を陳述すべし。

- 第一、我国女子の結髪風は不便窮屈にして苦痛に堪えざること。
- 第二、我国女子の結髪風は不潔汚濁にして衛生上に害あること。
- 第三、我国女子の結髪風は不経済にして且交際上に妨げあること。

第一、現時我国に行はるゝ女子の結髪風を見るに、概ね先づ元結を以て堅く其根を緊め、

更に鬢を張り、隈なく膏油を塗撤して之を堅め、然る後脳天に頭大の鬢を作り出す者にして、恰も山頂に城郭を築くが如し、夫の丸鬢、島田鬢の如きは特に然とす。故に頭上の重きこと、恰も常に大磐石を戴くに異らず。我輩頃日試に一婦人が頭上に戴せる諸具の重さを検査せしに、円鬢形十九匁、鬢三十五匁、鬢差五匁、かまひ七匁、笄八匁、釵簪二十匁、櫛三匁、根懸け四匁、合計九十三匁なるを見たり。

之に膏油、たぼ止め、かせ等を合すれば殆ど百匁に上るべし。然れども其鬢鬢は纔かに膏油の力を以て其の散乱を防ぐ者にして、羽毛の類之に触るるも忽ち紊乱す、故に女子頭脳の重きを忍び、保存に注意するも、尚ほ之を損ぜんことを恐れ、其寝に就くや、頭脳の痛楚を忍び、必ず木造高枕を用いて臥し、夜中最も鬢鬢の維持に注意す。されば妙齡女子の劇場行等を約して髪を修むるや、鬢鬢の形の損ぜんことを恐れて、終夜更に安眠すること能はず、甚しきに至りては筆筒長持の隈に抛りて危坐し、終夜唯仮睡するのみ。嗚呼窮屈不便の極といはざる可からざるなり。然れども苟も今日の結髪風を改めざる限りは決して此窮屈不便を免るゝこと能はざるなり。是我輩敢て女子の結髪風を改めんとするの一理なり。

第二、且夫れ、衛生上の点より之を論ずれば、女子今日の結髪風たる、直接間接に其害実に甚しとす。蓋し頭髮は、一の不導体にして寒を防ぎ熱を凌ぎ、又不時の危害を避け、以て頭脳を保護する所以の一大要具なるに、我邦婦人の風習たる、決して此等の点に注意せず、啻に虚飾を専らとし、硬軟種々の膏を塗撤して之を固着せしめ、且甚だ緊縛閉塞して空気の通暢を防ぐるのみならず、鬢形等を附着するが為数日を出でずして、毛髪中一種の臭気を醸し、実に傍人をして嗅ぐに堪えざらしむるものあり、然れども習慣の久しき世人悟として其臭を厭はざる而已ならず、或は却て此臭を以て婦人固有の臭気と看倣すに至る。

然り而うして之がため動もすれば種々の微生物を生じて禿髮病となり、或は頑固の頭瘡病を發するに至るは往々見る所なり、殊に児童の時には、父母少く其注意を怠れば、忽ち頭瘡病を發することあるは、職として結髪方の宜しきを得ざるに由らざるなし。

近来男児の頭瘡を患うる者を見る丁鬢を戴けるの昔日に比して大々減少せるを見て明証となす可きなり。また重き鬢を戴き、且つ頭髮を緊縛するが為め、頭病を患ひ、眼病を醸し、其他暗々裏に健康を害する若干なるを知らず、我邦婦人の頭脳病多きは、職として之に由らざるはなし。且つ又常に多量の膏油を塗撤し従て汚穢甚しきを以て、毎月数回必ず之を洗淨せざるを得ず、而して其の之を洗淨するや、一塊の石けんを以て能く之を清潔ならしむに足らず、故に種々の沫粉を塗り、熱湯を注ぎて、甚しく之を摩擦す、其害実に恐るべき者あり、且為に時間を費やすの夥しき、殆ど半日久しきに及び、其間始終頭部を屈下げして、血液の運行を妨ぐる故に、半日費やして一同の洗淨、又その為に半日の間頭痛に苦しむもの往々にして之あり。其他又衣襟寝具等も不潔ならしむるが如き、間接の害に至りては一々枚挙に暇あらざるなり。然れども苟も女子結髪風を今日の儘に存するの間は、比等の害亦一も之を去ること能はざるなり。是吾輩が敢て我邦婦人の結髪風を改めんとする二理なり。

第三、更に之を經濟上の点より考えるに、女子今日の結髪風たる、実に冗費に堪えざる者あり、例へば東京婦女の如きは、一結髪毎に上等は十銭、中等は七、八銭より五、六銭を費やし、下等と雖も三、四銭を下る能はず。又盆暮等には、祝儀と称して、多少の金銭を贈るを慣習となす。而して上等は三日目毎に一度髪を修め、(芸娼妓の類は日々之を修む)中等は四五日目に之を修め、下等と雖も、六七日日には必ず之を修めざるはなし。故に今日之を平均女子一人に付毎月六たび結髪し、毎回五銭を費すとすれば、其年に費やす所三円六十銭を下らず、其他膏油、元結祝儀等の為に費すの金も、平均年々一元を下る能はず、其外に又櫛笄等の費用を要すること頗る多しと雖も、洋風の束髪に改むるも、尚帽子其他の裝飾に多少費用を要する事ある可ければ、之を是等の費に充つるとして姑く計算外に置き、右兩項を合すれば東京婦人が結髪のため費すの金は、一人に付平均年々四円六十銭に下らざる可し。

而して去る十五年一月の調査に拠れば、東京府下女子の総員は、四十九万三千二百二十一人あり。因て其中三分の一を老少の婦人と看倣して之を控除すれば、十七歳前後より五十歳前後の女子の数は少くとも三十二万五千四百六十六人に下らざるべし。今一人に付平均結髪の為め年々四円六十銭を費やすとすれば、其総額は百五十万六千七百一十一円となる。其費用も亦巨大なりと謂はざるべからず。然れども是れ唯東京府下に就いて言ふのみ。更に全国女子の結髪費を合して之を計算するにあらば、人をして充分其費用夥多たるを知らしむるに足らず、因て左に全国女子の結髪費を概算せん。尤も地方田舎の女子の如きは自ら其髪を修めて女結髪の手を待たざる者あり、又其結髪料に至りても、敢て東京府下の如き高価ならずと謂も、兎も角全国女子の総員千七百七十七万三千五百五十六人(東京府下を除く、但し十五年一月調べ)の中、其三分の一は老少として除く、残り千八百八十四万九千〇三十八人の一半即ち五百九十二万四千五百十九人は、必ず女髪結の手を借る者と見倣して敢て大過なかるべきか。而して平均月々四回其髪を修め、毎回三銭を払ひ、外に元髪膏袖等の費用として、毎月三銭を要すとすれば、一人一ヶ月の費用は平均十五銭にして年に積れば一元八十銭也、故に五百九十二万四千五百十九人の費やす所は、年に千〇六十六万四千百三十四円の巨額なるを知るなり。而して之に東京府下の分を合計すれば其総額は実に千二百十七万八百四十五円の多きに遣するを知るべし。

加<sup>くわえて</sup>施、女子今日の結髪風たる、徒らに時間を費し、又為に用弁を欠き、交際を失ふこと決して少々ならずとす。蓋し我邦女子の習慣として、先づ結髪婦を招きて修めざれば、決して外出せざるなり。故にその外出せんとするや、必ず先づ結髪婦を招きて頭髪を結はしむ。之が為め徒らに時間を費すこと夥し。且結髪婦若し差支ありて来らざれば、為に外出を廢し、遂に用弁を欠き、交際を破りて顧みざるなり。又偶々外用の出来することあるも、老婦の外は、女子大抵乱髪に托して之を辞し、容易に戸外に出づることなし。而して父兄良人亦視て之を咎めず、視て以て常とし、却て其用向を代弁するに至る。嗚呼其弊亦極れりと言ふ可し。是れ女子の交際を妨げ文化の進歩を害すること、実に少々ならず。然れども苟も女子結髪の風を改めざる間は、此等の損失弊害亦一も之を去ること能はざるなり、是れ我等が我国女子の結髪を改めんとするの三理なり。

嗚呼我国女子の結髪風たる、窮屈不便にして且衛生上害あり、経済上に不利あること斯の如し。之を西洋女子が毎夜髪を解いて安眠し、毎朝尚閨中に在りて頭髪を洗ひ、手づから束ねて之を整え、髪を張らず膏油を塗らず、軽便清潔にして精神の爽快なるに比すれば、其孰か最も扱む可き。智者を挨て後ち知らざるなり。

故に今蓋し全く洋風に則るか、<sup>けだ</sup>将た又洋風と「達磨返し」「じれった結び」「をばこ」の類を折衷して、適宜軽便の束髪法を撰み、以て我邦女子の結髪風を改正するに至らば、一朝にして委く以上の三害を去り女子をして天然の快樂を全うせしむるを得可く、而して其利害の大なる、さきに男子が丁髷を廃し、斬髪となりし比に非ざるなり。我輩之を思ふや日茲に久し。夫れ不便を去て、便に就くは人情の自然なり。我国の夫人は男子の好尚に其心志を左右せらるゝは従来<sup>ここ</sup>の積習に於て免るゝ能はざる所にして、頭髪の如き、男子の其旧様を悦ぶ間は、容易に之を改め難き者あるべし。頃者、我輩ひそかに相語て曰く、有志の人其端<sup>ひら</sup>を啓かざる可からず、広く世に其志の人を募り、之を團結して以て女子結髪風の改良を謀らんにはと、乃ち遂に相謀りて、婦人束髪会なる者を起さんことを期し、先づ朝野の紳士貴婦人若干名の用意を求め、之を決行するに勉めんとす。幸に紳士老婦人の、此意を賛成して、発会員に列せられんことを希望すと云爾<sup>うんじ</sup>。

……以下、婦人束髪会規則（略）

### 婦人束髪会を起す主旨

『日本結髪全史』（江馬務・著、創元社）より採録。同書では、改行が少ないが、読みやすさを考慮し、適宜改行、段落を入れた。ルビも同様。

「婦人束髪会を起す主旨」は明治18年7月、ドクトル 渡辺鼎と経済雑誌社員 石川暎作両氏によって発表された。3か月後の10月には「婦人束髪会を起す主旨」と題する小冊子が出版された。出版したのは野村徳三郎氏というのが詳細不詳。

「婦人束髪会を起す主旨」は「婦人束髪会を起す主旨」に婦人束髪会の規則を加えたもので、趣旨の部分は同一と思われる。規則では会の事務所に東京京橋区の「経済雑誌社」内としており、石川暎作氏が在籍した雑誌社と思われる。

『日本結髪全史』では主旨に続いて、規則が記載されている。